

総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)6月26日

宇部市議会議長 山下節子様

総務財政委員長 城美 暁

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第58案号	宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件	原案可決	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第59案号	宇部市立体駐車場条例中一部改正の件	原案可決	宇部市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第60案号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件	原案可決	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間の延長を行うものであり、妥当なものと認めた。
報第2告号	専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号））	承認	地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律等の施行後、直ちに条例を施行する必要があったため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであり、妥当なものと認めるとともに、専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
報 第 3 告 号	専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号））	承 認	地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律等の施行後、直ちに条例を施行する必要があったため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであり、妥当なものと認めるとともに、専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。
報 第 4 告 号	専決処分を報告し、承認を求める件（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号））	承 認	地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律等の施行後、直ちに条例を施行する必要があったため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであり、妥当なものと認めるとともに、専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。